

東京大学のガバナンス改革（総論）

～ リスクガバナンスの強化に向けて ～

＜進捗状況（第二四半期）＞

令和8年10月30日

○ 外部有識者を含めた体制により、改革の進捗を継続的にモニタリングし、課題を明らかにしながら、改革の実装を進める。

→ 「再生モニタリング委員会」(R8.6)、「病院等改革モニター会議」(R8.4)を設置

再生モニタリング委員会(対象:以下Ⅰ、Ⅲ～Ⅶ)

- ・山口利昭 弁護士【山口利昭法律事務所】
- ・木内 敬 弁護士【三浦法律事務所】
- ・中野 真 弁護士【渥美坂井法律事務所・外国法共同事業】

病院等改革モニター会議(対象:以下Ⅱ)

- ・山口 厚 元最高裁判事
- ・五十嵐隆 国立成育医療研究センター理事長
- ・國土典宏 国立健康危機管理研究機構理事長
- ・本田桂子 元世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官CEO
- ・天谷雅行 理化学研究所生命医科学研究センター長
- ・岡部繁男 理化学研究所脳神経科学研究センター長
- ・五味祐子 弁護士【国広総合法律事務所】



4月
ガバナンス改革
公表

I-1. 新たに外部専門家をCAO（最高監査責任者）として配置、三線防衛体制を実効的に稼働（R8.10～）

内部統制機能の更なる強化と三線防衛体制の本格稼働

- ◆ CAOとして外部専門家を新たに配置（R8.10）し、内部統制機能を強化
- ◆ 部局におけるインシデントの報告制度の運用開始（R8.8）、全学・各部局のリスクを洗い出した「リスクプロファイル（初版）」の策定（R8.9）等により全学的なリスクを把握

I-2. 特定関連会社及び関連公益法人等に対するガバナンス状況の確認等

リスク管理に関する規則整備や調査等を通じて、ガバナンス体制の更なる強化を図る

- ◆ 特定関連会社及び関連公益法人等に対して、運営状況等に関する調査を実施するとともに、一層のガバナンス確保を要請
- ◆ 特定関連会社に対して、規則を整備することで基本的な考え方の認識の共有を図る

II. 大学直轄の東京大学病院として本部と病院が一体となった産学連携体制等が始動（R8.10～）

縦割り構造の弊害を取り除き、リスクガバナンス機能の健全な発揮と、風通し良い文化の醸成に向けて、産学連携活動を支える仕組みの一新、人事の審議等の大括り化等を実施

- ◆ 臨床系の社会連携講座の設置部署を医学部から病院へ変更し、設置審査および運営上の責任を明確化する方針を決定
- ◆ 産学連携部門を設置し、民間企業等からの外部資金等の受入審査から管理までを一体的に担い、透明性・適正性を強化
- ◆ 社会連携研究部門ごとの運営から、専門人材の配置による部門全体を通じた組織的な管理体制へ転換

VII. 学内コミュニケーション「Open Dialogue」の連続実施と意見・提案の対応

各構成員の行動が変わるための組織風土の醸成と組織運営での活用に向けた具体のアクション

- ◆ 各キャンパスで合計9回開催、約1,120名の教職員が参加。170以上の意見・提案を踏まえた対応に着手

<再生モニタリング委員会によるヒアリング実施(全8回)>

- ・ I～VIIの改革に関する進捗状況について、再生モニタリング委員会から総長及び担当理事等に対するヒアリングを実施
- ・ 改革の成果に関するやり取りに留まらず、実際の現場における構成員の意識の変化に関する状況や、取組を進めていく中で改善すべき事項が新たに見つかったことなど、率直な意見交換が行われ、最終目標に向けた展望・方向性の確認や認識について更なる深化を図ることができた

<再生モニタリング委員会からの総評>

本四半期においては、ガバナンス改革に必要な仕組みを整備し、その運用を開始した施策も多く認められた。また、実際に施策を実施したうえで、新たな課題が明らかとなり、さらなる改善に向けた取組みもなされているところである。よって、ガバナンス改革の進捗状況については、概ね妥当なものと評価した。今後は、実施された施策が、ガバナンス改革の趣旨に沿ったものとして実施されているか、さらに検証する予定である。